

品川区消費者センター条例の一部改正について（第 40 号議案）

1 改正理由

品川区消費者センターの移転に伴い、位置の記載を変更する。

2 移転の概要

(1) 移転後の位置

品川区西品川一丁目 28 番 3 号（中小企業センター4 階）

(2) 時期

令和元年 9 月 24 日より業務開始

(3) 理由

平成 26 年度以降 2 か所に分離していた施設を一元化し、中小企業センターに消費者行政の新たな拠点を作る。

- ・消費者センター 商業・ものづくり課との連携強化、バリアフリー化
- ・消費者団体 中小企業センター諸室の利用、活動の場の拡大
- ・施設跡 区有施設として有効活用

(4) 予算 ㍶20,937,508-

05 産業経済費	01 産業経済費	01 産業経済費	100 消費者啓発費
02 消費者センター運営費			
(内訳)①事務用什器購入、移転周知用印刷代			2,249,204 円
②運搬費、粗大ごみ処分、移転通知用郵券			1,254,600 円
③電話回線、インターネット回線工事			1,269,864 円
④電話番号転送			213,840 円
⑤消費者センター工事費・改修工事費			15,950,000 円

3 施行期日

令和元年 9 月 24 日